

多摩川水系河川整備計画フォローアップ委員会運営要領

(目的)

第1条 本運営要領は、多摩川水系河川整備計画フォローアップ委員会規則（令和~~6~~4年~~12~~11月~~9~~29日付け）第5条に基づき、多摩川水系河川整備計画フォローアップ委員会（以下「委員会」という。）の委員会の方法に関し必要な事項を定め、もって円滑な委員会運営に資するものである。

(委員会の招集)

第2条 委員会は、関東地方整備局長から委任された京浜河川事務所長が招集する。

(委員会の成立条件等)

第3条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議事録)

第4条 委員会の議事については、事務局が議事録を作成し、出席した委員の確認を得た後、公開するものとする。

(委員会の公開について)

第5条 委員会については、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、委員会に諮り、非公開とすることができる。

(委員会資料等の公表について)

第6条 委員会に提出された資料等については、速やかに公開するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、委員会に諮り、公表しないものとする。

(雑則)

第7条 本運営要領の変更やこの規定に定めなき事項については、委員会で定めるものとする。

附 則

(施行期日)

本運営要領は、令和4年11月29日から適用する。

本運営要領は、令和6年12月 9日から適用する。